

【第一問】－50 点－

問 1（30 点）

消費税法は、事業者が国内において行った資産の譲渡等及び特定仕入れについて消費税を課すこととされ、事業者が国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて消費税を納める義務があるとされている。

この点、消費税法は、小規模事業者の事務負担等に配慮する観点から、原則として、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である事業者がその課税期間中において国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務を免除することとされている（いわゆる「事業者免税点制度」）。

事業者免税点制度については、課税の適正化を図る等の観点から、資本金 1,000 万円以上の法人を設立した場合や高額特定資産の仕入れ等を行った場合など、これまでも累次に渡る改正が行われてきたところであり、近年でも、令和 6 年度税制改正において、基準期間を有する国外事業者が国内で新規事業を開始した場合や金地金等に係る課税仕入れ等を行った場合の事業者免税点制度の適用制限といった改正が行われている。

消費税は、所得税や法人税といった期間損益に対して課税するものと異なり、取引そのものを課税対象としていることから、事業者が日々の事業活動において行う様々な取引について課税か否か判定しておくことはもとより、その取引を行う課税期間について、自身が消費税の納税義務者に該当するか否か認識しておくことは、事業活動を行う上でも重要なことと考えられる。

消費税の納税義務に関する判定は、消費税の基礎中の基礎ともいえるものであり、税務相談等に対応する税理士の実務においても、事業者が行う各取引に応じた正確な判定が求められることとなる。

そこで、本問においては、いくつかの場面設定を行い、消費税の納税義務の判定に関連する規定を述べさせることとし、納税義務と並んで基礎的な事項である納税義務の成立時期等とあわせて、消費税法令の適用関係に関する知識を問うものとした。

問 2（20 点）

本問においては、近年のデジタル取引の普及や金地金といった現物資産の相場変動なども踏まえながら、消費税の基本的かつ重要である(1)～(4)の事項について、問題中に記載された内容が正しいかどうかを判定し、その理由を消費税法令に沿って説明させることで、実務において必要な知識を問うものとした。

- (1) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、売手である適格請求書発行事業者に対して、課税事業者である買手から求めがあった場合の適格請求書等の交付が義務付けられているが、売上げに係る対価の返還等を行った場合には、買手からの求めの有無に関わらず、売手に対して適格返還請求書の交付が義務付けられている。
- (2) 課税事業者が簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に金地金等の課税仕入れ等

を行った場合には、その後、3 年間は事業者免税点制度の適用が制限されるとともに、簡易課税制度の選択もできない。

- (3) 国外事業者が特定プラットフォーム事業者を介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、当該特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものは、当該特定プラットフォーム事業者が当該消費者向け電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、消費税法の規定を適用することとなる。
- (4) 租税特別措置法に基づき国税庁長官の指定を受けた事業者は、証明書の提示等一定の要件を満たすことを前提に、外国の大使館等に対して課税資産の譲渡を行った場合には、消費税が免除される。

【第二問】－50 点－

消費税の納付税額又は還付税額の計算に当たっては、課税資産の譲渡等の範囲、資産の譲渡等の時期や課税仕入れ等の時期、適用税率及び課税標準の算定に関する事項を理解するとともに、仕入れに係る消費税額の控除をはじめとする各種税額控除等について幅広く理解しておく必要がある。

具体的な税額の計算に当たっては、各取引に係る実際の売上げに係る消費税額（売上税額）から仕入れに係る消費税額（仕入税額）を控除して行うこととなるが、この控除する仕入税額の計算に関して、中小事業者の事務負担に配慮する観点から簡易課税制度が設けられている。

簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合に適用を受けられるものであり、納付税額の計算において控除する仕入税額は、実際の仕入税額ではなく、売上税額を基礎として業種ごとに定められた「みなし仕入率」を用いて算出することとなる。

また、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴い、これまで免税事業者であった事業者が新たに課税事業者となった場合の負担軽減を図る観点から、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）も設けられている。

この経過措置は、課税事業者の選択又は相続がなければ免税事業者となる適格請求書発行事業者に適用されるが、相続により納税義務が生じた相続人については、適格請求書発行事業者の登録を受けた日より適用関係が異なるため、その点を理解しておく必要がある。

これらを踏まえ、本問では、簡易課税制度を選択している被相続人と、相続により納税義務が生じた相続人の消費税法上の取扱いについて、その理解度を問う問題とした。

- (1) 簡易課税制度において、取引ごとに事業区分を判定することを理解しているか。
- (2) 簡易課税制度の計算方法を理解しているか。
- (3) 事業を行っている相続人（免税事業者）が、被相続人（課税事業者）の事業を承継し、承継後に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）」の適用がないことを理解しているか。

## 出題のポイント（消費税法）

- (4) 所得税法と消費税法とで取扱いが異なる事項を理解しているか。
- (5) 免税事業者が課税事業者になった場合等における棚卸資産の仕入に係る消費税額の調整規定を正しく理解しているか。